

令和4年6月9日	
第8回匿名介護情報等の提供に関する専門委員会	資料1

介護DBオープンデータについて (案)

厚生労働省老健局老人保健課

1. 作成の背景

- ◆ 介護DBには、悉皆性が高い匿名介護レセプト情報及び認定調査項目等の詳細なデータである匿名要介護認定情報等が含まれており、介護等分野の研究開発を行ううえで有用である。平成28年12月に、介護保険部会において、データベースをより有効活用するため、NDBと同様に、公益性が高い利用目的の場合には第三者への提供を可能とすることが適当であるとされ、平成30年11月より、高いレベルのセキュリティ要件を課したうえで、データ提供を行ってきた。
- ◆ NDBにおいては、多くの人々がNDBデータに基づいた知見に接することができるよう、NDBデータから汎用性の高い基礎的な集計表を作成し、「NDBオープンデータ」として、これまでに6回公表している。
- ◆ 介護DBに関しては、介護サービスの提供実態に係るデータについては介護給付費等実態統計としてe-Stat等で公表されているものの、要介護認定の結果等に係るデータは公表されておらず、NDBと同様、オープンデータとして公表する意義は大きい。

2. 作成の目的

- ◆ 多くの人々が介護DBデータに基づいた知見に接することができるよう、介護DBデータを用いて、「介護給付費等実態統計では公表されていない内容」という観点で基礎的な集計表を作成したうえで、公表する。
- ◆ 介護DBデータに基づき、介護サービスの提供実態や要介護認定情報等のデータをわかりやすく示す。

3. 今後の予定

- ◆ 第1回のオープンデータを公表後、1年に1回程度を目安に集計表を拡充して公表する。

1. 集計対象・項目等

- ◆ これまで提供申出の多かった項目から、介護給付費等実態統計にて確認可能なものを除き、選定する。
- ◆ 対象データ：匿名要介護認定情報
 - 初年度は、公表されていない匿名要介護認定情報に着目して、公表する。
 - 匿名介護レセプト情報、匿名介護レセプト情報と匿名要介護認定情報のクロス集計等については、公表すべき集計事項・内容を検討した上で、次年度以降に公表する。
- ◆ 対象期間：2018年度、2019年度（認定申請日が2018年4月～2020年3月※）
※匿名要介護認定情報に登録されている「年齢階級」が「認定申請日」時点のため
- ◆ 公表項目：
 - ① 基礎的な項目（申請区分、一次判定結果、二次判定結果、基準時間 等）
 - ② 認定調査項目（74項目）
 - ③ 自立度（2項目） 等
- ◆ 集計事項：
 - 延べ申請件数（延べ人数）
 - 申請者数（実人数）
 - 介護サービス利用者割合（匿名介護レセプト情報との突合率） 等

2. 公表形式

- ◆ 上記①～③について、それぞれ適切な集計条件を用いて集計表を作成し、公開する。
- ◆ 集計表はcsvファイルとする。
- ◆ 集計表は、年度別に、「都道府県別」、「性・年齢階級別」及び「要介護度別」で作成する。

1. オープンデータの集計事項について

◆ 延べ申請件数（延べ人数）

- 同一年度内に1人で複数のレコードがある場合に、全てのレコードを集計する。
- 新規申請、更新申請、区分変更申請、職権、転入申請、資格喪失（死亡）ごとの申請件数を把握するため、「申請区分（申請時）コード」のみ、延べ申請件数を集計する。

◆ 実申請者数（実人数）

- 「申請区分（申請時）コード」を「新規」に限定した上で、集計する。
- 申請の出し直し等の理由で、同一年度内に1人で複数回の「新規」の申請がある場合には、より新しい方の申請を用いる。

◆ 介護サービス利用者割合（匿名介護レセプト情報との突合率）

- 匿名要介護認定情報のレコードと紐づく匿名介護レセプト情報がある場合に1、そうでない場合は0として、匿名介護レセプト情報と紐づく匿名要介護認定情報の割合を計算する。
- 認定有効期間のうち1日でもサービス提供を受けていた場合（給付実績情報（基本情報レコード）が存在する場合）に、匿名介護レセプト情報を「あり」とする。
- 実申請者数について計算を行う。

第1回の集計表リスト

令和4年3月23日

第7回匿名介護情報等の提供に関する専門委員会

資料2

表1を都道府県別（47区分）、表2を性年齢階級別（16区分）、表3を要介護度別（7区分）とする。
表2は表側が性年齢階級別、表3は表側が要介護度別となるが、それ以外は表1と同じ内容を集計する。

【表1】

表番号	表頭	表側	集計事項
表1-1	申請区分（申請時）コード	都道府県（47区分）	延べ申請件数（延べ人数）
表1-2	現在の状況	都道府県（47区分）	申請者数（実人数）
表1-3	一次判定結果	都道府県（47区分）	申請者数（実人数）
表1-4	一次判定結果（認知症加算）	都道府県（47区分）	申請者数（実人数）
表1-5	二次判定結果	都道府県（47区分）	申請者数（実人数）
表1-6	要介護認定等基準時間（12区分）	都道府県（47区分）	申請者数（実人数），平均時間
表1-7	意見書	都道府県（47区分）	申請者数（実人数）
表1-8	第1群 身体機能・起居動作	都道府県（47区分）	申請者数（実人数）
表1-9	第2群 生活機能	都道府県（47区分）	申請者数（実人数）
表1-10	第3群 認知機能	都道府県（47区分）	申請者数（実人数）
表1-11	第4群 精神・行動障害	都道府県（47区分）	申請者数（実人数）
表1-12	第5群 社会生活への適応	都道府県（47区分）	申請者数（実人数）
表1-13	その他 過去14日間に受けた特別な医療について	都道府県（47区分）	申請者数（実人数）
表1-14	障害高齢者自立度	都道府県（47区分）	申請者数（実人数）
表1-15	認知症高齢者自立度	都道府県（47区分）	申請者数（実人数）
表1-16	匿名介護レセプト情報との突合率	都道府県（47区分）	介護サービス利用者割合（突合率）

注1) 要介護認定等基準時間は連続値であり、集計表の作成にあたっては度数分布表を示す。

注2) 表3-5は同一項目によるクロス集計になるため欠番とする。

匿名要介護認定情報の集計表について

令和4年3月23日

第7回匿名介護情報等の提供に関する専門委員会

資料2

表数を削減するため、匿名要介護認定情報は、以下の項目ごとに一つの表とする。

要介護認定情報の項目	
要介護認定等基準時間	合計,食事,排泄,移動,清潔保持,間接ケア,BPSD関連,機能訓練,医療関連,認知症加算
意見書	短期記憶,認知能力,伝達能力,食事行為,認知症高齢者の日常生活自立度
第1群 身体機能・起居動作	麻痺(左-上肢),麻痺(右-上肢),麻痺(左-下肢),麻痺(右-下肢),麻痺(その他),拘縮(肩関節),拘縮(股関節),拘縮(膝関節),拘縮(その他),寝返り,起き上がり,座位保持,両足での立位,歩行,立ち上がり,片足での立位,洗身,つめ切り,視力,聴力
第2群 生活機能	移乗,移動,えん下,食事摂取,排尿,排便,口腔清潔,洗顔,整髪,上衣の着脱,ズボン等の着脱,外出頻度
第3群 認知機能	意思の伝達,毎日の日課を理解,生年月日をいう,短期記憶,自分の名前をいう,今の季節を理解,場所の理解,徘徊,外出して戻れない
第4群 精神・行動障害	被害的,作話,感情が不安定,昼夜逆転,同じ話をする,大声を出す,介護に抵抗,落ち着きなし,一人で出たがる,収集癖,物や衣類を壊す,ひどい物忘れ,独り言・独り笑い,自分勝手に行動する,話がまとまらない
第5群 社会生活への適応	薬の内服,金銭の管理,日常の意思決定,集団への不適応,買い物,簡単な調理
その他 過去14日間に受けた特別な医療について	点滴の管理,中心静脈栄養,透析,ストーマの処置,酸素療法,レスピレーター,気管切開の処置,疼痛の看護,経管栄養,モニター測定,じょくそうの処置,カテーテル

1. 表側に用いる区分の補足

- ◆ 性年齢階級（16区分）：性別コードと年齢階級コードを用いる。
⇒性別2区分×年齢階級8区分（64歳未満、65～69歳、....、95歳以上）
- ◆ 要介護度（7区分）：二次判定結果を用いる。
⇒要支援1、要支援2、要介護1、...、要介護5
⇒7区分に該当しないコードは表側としては表示しないことを想定。
(表頭の二次判定結果の集計には表示する。)

2. 表頭に用いる区分の補足

- ◆ 要介護認定等基準時間（12区分）は、要介護度の一次判定における区分をそれぞれ二分して作成する。
- ◆ 他に区分を作成する場合については、データを踏まえて、各年度統一した区分を作成する。

要介護認定等基準時間（12区分）
25分未満
25分以上32分未満
32分以上40分未満
40分以上50分未満
50分以上60分未満
60分以上70分未満
70分以上80分未満
80分以上90分未満
90分以上10分未満
100分以上110分未満
110分以上120分未満
120分以上

1. 集計単位に関する問題点

- ◆ 匿名介護認定情報等を用いた研究の公表については、「匿名介護情報等の提供に関するガイドライン」で最小集計単位の原則が定められており、オープンデータにおいても、これを遵守する必要がある。

(「匿名介護情報等の提供に関するガイドライン」より一部抜粋)

(1) 最小集計単位の原則

① 原則として、公表される研究の成果物において要介護者等の数が 10 未満になる集計単位が含まれていないこと（ただし要介護者等の数が「0」の場合を除く。）。また、集計単位が市町村の場合には、以下のとおりとする。

- 人口 2,000 人未満の市町村では、要介護者等の数を表示しないこと。
- 人口 2,000 人以上 25,000 人未満の市町村では、要介護者等の数が 20 未満になる集計単位が含まれないこと。
- 人口 25,000 人以上の市町村では、要介護者等の数が 10 未満になる集計単位が含まれないこと。

② 原則として、公表される研究の成果物において介護事業所または市町村の属性情報による集計数が、3 未満となる集計単位が含まれていないこと（ただし要介護者等の数が「0」の場合を除く。）。

(2) 年齢区分

原則として、公表される研究の成果物において年齢区分が、5 歳毎にグルーピングして集計されていること。なお、65 歳未満及び 95 歳以上については、それぞれ 1 グループとして集計されていること。

(3) 地域区分

介護事業所の所在地又は要介護者等の保険者の集計単位は、原則として公表される研究の成果物において最も狭い地域区分の集計単位を市町村とすること。

2. オープンデータにおける対応

- ◆ 最小集計単位に該当する場合には数値ではなく「-」と表記する。
- ◆ 集計値10未満のコード値が合計値から逆算できる場合については、合計値のみを表示する。

前回までの専門委員会での各委員からのご意見

1. 集計内容に関するご意見

① 集計対象期間について

- ◆ 今年度は2018年度以降でもよいが、2017年以前のデータも公表してもらいたい。（第6回）

② 保険者別集計について

- ◆ 自治体職員のニーズという観点で考えると、都道府県別だけでなく、保険者別の結果を公表してもらいたい。（第6回）
- ◆ 保険者別はニーズがあるため、保険者別で公表してはどうか。人口の少ない保険者を外して公表するはどうか。（第7回）
- ◆ 介護DBの場合は特に営利目的で使用されるリスクもあるため、市町村単位にする場合は十分な検討が必要だろう。（第6回）
- ◆ 最初は都道府県別から公表を開始して、ニーズに応じて集計区分を細かくしてはどうか。（第7回）

③ 年齢階級について

- ◆ 年齢階級については、最上位の階級が95歳以上となっているが、100歳以上の区分に変更した方がよい。100歳以上的人は増加しており、ガイドラインが求めている年齢階級が実態に合わなくなっていると考えている。（第6回）
- ◆ 100歳以上の数字を見て、秘匿セルの発生状況を確認し、最上位の区分を判断するのがよい。（第7回）

④ その他

- ◆ 延べ申請件数の集計表では、実人数も集計することで、平均的に1人何回の申請を行ったかが見えると考えられる。公表が必要かについて、3月の専門委員会で改めてお伺いしたい。（第6回）
- ◆ 実人数の集計において、「新規」のみを対象としているが、区分変更申請の内容も把握が必要と考える。新規認定の場合に、要介護度が重度である場合は比較的稀であると考えられるため、例えば、要介護3から要介護4になった人の状況を把握できた方がよい。（第6回）
- ◆ 要介護度の変化は様々であるため、どのタイミングの変化をカウントするか定義が必要である。延べ申請件数にしてしまうと、同一個人においても様々な変化が全部入ってしまうため、ある程度の条件で絞り込んだ方がよい。例えば、複数回の変化があった場合には初回の変化のみをカウントするなどが使い勝手がよいのではないか。（第7回）

2. オープンデータ整備の進め方に関するご意見

- ◆ NDBオープンデータでは、最初の数年間で要望を聞いていた。介護DBオープンデータでも一定期間要望を聞いたほうがよいのではないか。（第6回）

前回までのご意見に対する対応方針（案）

1. 集計内容に関するご意見への対応

① 集計対象期間について

⇒ 第2回以降、2017年以前のデータの集計について検討。

② 保険者別集計について

⇒ 都道府県別、保険者別の集計を行い、集計値（秘匿セルの発生状況）を確認（P.10～12参照）。

③ 年齢階級について

⇒ 最上位の階級を変えて集計を行い、集計値（秘匿セルの発生状況）を確認（P.10～12参照）。

⇒ ガイドラインと異なる最上位の区分とする場合、ガイドラインの変更を検討すべきか。

④ その他（区分変更申請の集計について）

⇒ 表頭を変更前の二次判定結果とした、要介護度別の集計表も作成してはどうか（P.13参照）。

⇒ 第2回公表に向けては、委員とご相談の上で案を作成し、専門委員会で検討。

2. オープンデータ整備の進め方に関するご意見への対応

⇒ 介護DB第三者提供HP等にて、一般からのご要望をメール等で受け付けることを想定。

参考資料の集計結果について

- 前回専門委員会の議論を踏まえ、「**保険者別集計**」、「**年齢階級**」について検討していただくために、試行的に集計を行った。

表2-1 性年齢階級別；申請区分（申請時）コード

表1-12 都道府県別；第5群 社会生活への適応（※）

表2-12 性年齢階級別；第5群 社会生活への適応（※）

表4-12 保険者別；第5群 社会生活への適応（※）

（※）最小集計単位についての検討は、詳細なデータで行う必要があるため、要介護認定調査74項目から今回の試行的な集計の対象を選定することとし、その中で最も項目数が少ない第5群を選定した。

P.4の通り、都道府県別を表1、性年齢階級別を表2、要介護度別を表3としており、新たに表4を保険者別の集計とした。今回提示しない表3-12については9月の専門委員会の際にご確認いただきたい。

今回ご議論頂きたい内容（1）

1. 公表形式に関する論点

① 保険者別集計の公表可否について

- ◆ 参考資料の通り、保険者別集計において、人口の少ない保険者では秘匿セルが多くなる。

(例) 申請区分（申請時）コードの保険者別集計の案

保険者番号	保険者	総数	新規申請	更新申請	区分変更申請	職権	転入申請	資格喪失(死亡)	不詳
	総数								
011007	札幌市								
012021	函館市								
012039	小樽市								
012047	旭川市								
...	...								
...	...								
478446	沖縄県介護保険広域連合								

【対応案】

(案1) 第1回の公表においては都道府県別とし、利用者からの要望に応じて保険者別を追加する。

(案2) 表頭の項目を絞って、保険者別集計も公表する。例えば、「申請区分（申請時）コード」、「二次判定結果」（要介護度）等に限り、保険者別集計を公表することなどが考えられる。

※保険者が広域連合（一部事務組合）の場合には、広域連合が最小単位となる。

(案3) 保険者別集計では秘匿セルが多くなるが、都道府県別、保険者別集計ともに公表する。

今回ご議論頂きたい内容（2）

② 年齢階級について

- ◆ 参考資料では、表側の年齢階級について、（案1）最上位の年齢階級をガイドライン同様の95歳以上、（案2）100歳以上、（案3）105歳以上とする3案を示した。

参考資料

（案1）95歳以上

男性	総数
65歳未満	
65-69歳	
70-74歳	
75-79歳	
80-84歳	
85-89歳	
90-94歳	
95歳以上	

（案2）100歳以上

男性	総数
65歳未満	
65-69歳	
70-74歳	
75-79歳	
80-84歳	
85-89歳	
90-94歳	
95-99歳	
100歳以上	

（案3）105歳以上

男性	総数
65歳未満	
65-69歳	
70-74歳	
75-79歳	
80-84歳	
85-89歳	
90-94歳	
95-99歳	
100-104歳	
105歳以上	

【対応案】

（案1）最上位の年齢階級は、秘匿セルが少ない、ガイドライン同様の95歳以上とする。

（案2）最上位の年齢階級を100歳以上とする。

今回ご議論頂きたい内容（3）

③ 更新申請・区分変更申請の集計について

【対応案】

- ◆ 区分変更申請の内容を把握することの重要性についてのご意見（例えば、要介護3から要介護4になった人の状況を把握できた方がよい）を受けて、表頭を変更前の二次判定結果とした、要介護度別の集計表も作成する。
 - ◆ 表側に用いる二次判定結果の時点は「当該年度」に限定する。
 - ◆ 表頭における二次判定結果は「前回の（一つ前の申請における）二次判定結果」とする。
- ※当該集計表については、実人数、延べ申請件数ともに集計してはどうか。
- ◆ より詳細な集計については、2回目以降の公表に向けて検討してはどうか。

(参考) 今回（該当年度）の「申請区分（申請時）コード」と前回の「二次判定結果」の組合せ

	総数	新規申請	更新申請（前回の二次判定結果）										区分変更申請（前回の二次判定結果）										その他（職権、転入申請、資格喪失（死亡））	不詳	
			要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	非該当	その他(※)	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	非該当	その他(※)	の他	の他			
総数			1	2	1	2	3	4	5		(※)	1	2	1	2	3	4	5		(※)					
要支援1																									
要支援2																									
要介護1																									
要介護2																									
要介護3																									
要介護4																									
要介護5																									
非該当																									
その他(※)																									

前回の「二次判定結果」

今回（該当年度）の「二次判定結果」

(※) 二次判定結果の「なし」「取消し」「再調査」はその他にまとめた。

第1回オープンデータ公表に向けた論点（4）

2. 集計仕様に関するご確認

① 実人数の集計条件について

- ◆ 前回までの資料では、実人数の集計前に、新規申請かつ最新の申請に絞ることで一意に絞ることを想定していたが、区分変更申請の内容も把握した方がよいというご意見を受け、**セル単位で重複排除を実施することとしてはどうか。**
- ※1 この結果、総数欄と各セルの合計が一致しなくなるが、申請内容を網羅的に把握することが可能となる。
- ※2 例えは、同一年度の申請において、年齢が異なる場合が想定されるが、実人数の集計においては、それぞれ集計した上で、総数欄は実際の実人数が集計される。

(参考) 1人2レコードある場合の集計について

実人数（単位：人）

男性	総数	1
	65歳未満	0
	65-69歳	1
	70-74歳	1

延べ件数（単位：件）

男性	総数	2
	65歳未満	0
	65-69歳	1
	70-74歳	1

② 全体の抽出条件について

- ◆ 「取下区分コード」について「認定申請有効」（コード=1）であるレコードに限定することとしたい。
※他に、認定申請有効、却下、取り下げ、区分変更却下があるが、第一回では有効な申請に限定して集計したい。